

平成30年度五條市水道局水質検査計画

(簡易水道施設)

目次

1. 五條市簡易水道施設等における給水について
2. 基本方針
3. 簡易水道施設等による給水事業の概要
4. 水質状況
5. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点、水質検査の方法
6. 臨時検査
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. 水質検査結果の評価
9. 水質検査計画の見直し
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係機関との連携

1. 五條市簡易水道施設等における給水について

五條市直営の簡易水道施設等が五條地区には2箇所、西吉野地区には6箇所、大塔地区には1箇所あります。

また、地元水道組合の運営により水道水の供給を行っている簡易水道施設等が西吉野地区に10箇所、大塔地区に3箇所あります。

なお、賀名生北・南地区及び白銀北・南地区の4簡易水道施設に原水を供給する目的で設けられた統合原水供給施設が黒淵ダム付近にあります。

施設区分	簡易水道施設		飲料水供給施設		用水施設	原水供給施設	合計
	直営	組合	直営	組合	組合	直営	
運営地区							
五條地区	1	0	1	0	0	0	2
西吉野地区	6	5	0	4	1	1	17
大塔地区	1	0	0	1	2	0	4
計	8	5	1	5	3	1	23

2. 基本方針

- 1) 安心・安全なおいしい水を安定的に供給すること
- 2) 信頼できる水質の水を供給するために、効率的な水質検査を行う
- 3) 水道法適用除外（100人以下）の施設についても本市所有の施設で飲用に利用している場合は必要最低限の水質検査を行うこと

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するために、従来どおり施設管理を地元組合に委託して適正に行ってもらい、本係においては適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適正な判断により、需要者が安心・信頼して利用できるよう努めてまいります。

3. 簡易水道施設等による給水事業の概要

五條市の簡易水道施設等による給水事業は次のとおりです。

1) 給水区域

大深町、田殿町、阪合部新田町、樫辻町、西吉野町及び大塔町の一部

2) 給水人口及び給水量（平成29年度3月末データ）

給水人口 2,752 人

年間総配水量 352,764 m³

3) 水源

- 西谷川（和田・大深簡易水道給水区域の水源）
- 丹生川（城戸・尼ヶ生・白銀南地区（陰地城戸）簡易水道給水、川岸用水供給区域の水源）
- 宮谷川（宇井地区（辻堂）簡易水道給水区域の水源）
- 統合浅層地下水（賀名生北・賀名生南・白銀北・白銀南地区簡易水道給水区域の水源）
- 宗川（立川渡・宗桧上地区簡易水道給水、阪巻飲料水供給区域の水源）
- 八幡川（百谷簡易水道給水、赤松・百谷飲料水供給区域の水源）
- 大谷川（殿野飲料水供給区域の水源）
- 宮川（檜辻飲料水供給区域の水源）
- 持打谷川（永谷飲料水供給区域の水源）

4. 水質状況

原水の水質について、賀名生北・南地区及び白銀北・南地区の4簡易水道施設に原水を供給している統合原水供給施設の取水地である黒淵ダム付近において、平成26年6月頃より不定期にカビ臭の原因となるジェオスミンの数値が若干上昇しましたが、施設改良を行い、粒状活性炭により除去しております。これ以降については、強雨の後に原水濁度が高まる程度で特に問題はありません。水質検査を行う奈良広域水質検査センター組合とも情報交換を適宜実施し、水質監視体制の強化を図っております。

今後も河川の水質変化に随時対応しながら、定められた水質安全基準を遵守し、安心・安全な水道水を供給できるよう努めてまいります。

5. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点、水質検査の方法

1) 水質検査項目及び検査頻度

- 毎日検査（自己検査）

1日1回以上、色・濁度・残留塩素の検査を行います。

- 毎月検査（委託業務）

1ヶ月に1回以上、9項目の検査を行います。

- 水質基準項目検査（委託検査）

平成16年4月1日より一部省略可能となったため、22項目及び亜硝酸態窒素/年4回、アルミニウム及びその化合物/年4回、3項目/年1回（※1）、51項目/3年に1回の検査を行います。

※1：カルシウム、マグネシウム等（硬度）
蒸発残留物
非イオン界面活性剤

○カビ臭検査（委託検査）

発生時期に年4回検査を行います。今年度も引き続き、毎月検査を行います。

○原水検査（委託検査）

消毒副生成物の項目を除いた39項目の検査を年1回行います。

2) 採水地点

①原水

- 西谷川（和田・大深簡易水道給水区域の水源）
- 丹生川（城戸・尼ヶ生・白銀南地区（陰地城戸）簡易水道給水、川岸用水供給区域の水源）
- 宮谷川（宇井地区（辻堂）簡易水道給水区域の水源）
- 統合浅層地下水（賀名生北・賀名生南・白銀北・白銀南地区簡易水道給水区域の水源）
- 宗川（立川渡・宗桧上地区簡易水道給水、阪巻飲料水供給区域の水源）
- 八幡川（百谷簡易水道給水、赤松・百谷飲料水供給区域の水源）
- 大谷川（殿野飲料水供給区域の水源）
- 宮川（檜辻飲料水供給区域の水源）
- 持打谷川（永谷飲料水供給区域の水源）

②浄水

- 大深簡易水道給水区域（大深簡易水道管末給水栓）
- 百谷簡易水道給水区域（百谷簡易水道管末給水栓）
- 立川渡簡易水道給水区域（立川渡簡易水道管末給水栓）
- 城戸簡易水道給水区域（城戸簡易水道管末給水栓）

- 尼ヶ生簡易水道給水区域（尼ヶ生簡易水道管末給水栓）
- 宗桧上地区簡易水道給水区域（宗桧上地区簡易水道管末給水栓）
- 和田簡易水道給水区域（和田簡易水道管末給水栓）
- 賀名生北地区簡易水道給水区域（賀名生北地区統合簡易水道管末給水栓）
- 賀名生南地区簡易水道給水区域（賀名生南簡易水道管末給水栓）
- 白銀北地区簡易水道給水区域（白銀北統合簡易水道管末給水栓）
- 白銀南地区簡易水道給水区域（白銀南地区簡易水道管末給水栓）
- 白銀南地区(陰地城戸)簡易水道給水区域（白銀南地区(陰地城戸)簡易水道場内給水栓）
- 宇井地区(辻堂)簡易水道給水区域（宇井地区(辻堂)簡易水道管末給水栓）
- 樫辻飲料水供給区域（樫辻飲料水供給施設場内給水栓）
- 赤松飲料水供給区域（赤松飲料水供給施設管末給水栓）
- 百谷飲料水供給区域（百谷飲料水供給施設管末給水栓）
- 阪巻飲料水供給区域（阪巻飲料水供給施設管末給水栓）
- 永谷飲料水供給区域（永谷飲料水供給施設場内給水栓）
- 殿野飲料水供給区域（殿野飲料水供給施設管末給水栓）
- 川岸用水施設給水区域（川岸用水施設管末給水栓）
- 天辻用水施設給水区域（天辻用水施設管末給水栓）
- 阪本用水施設給水区域（阪本用水施設管末給水栓）

3) 水質検査の方法

毎日検査については、五條市または各水道組合において自己検査を行う。
毎日検査以外については、すべて委託で検査を行う。

委託先

奈良県御所市戸毛367番地の2 奈良広域水質検査センター組合

6. 臨時検査

以下の要件が生じた場合については、臨時の水質検査を実施します。なお検査項目については51項目を対象に行いますが、状況判断の上で必要がないと考えられる場合は、検査項目を省略します。

採水地点については、下記の要件を的確に把握できる地点を選定します。

- (1) 水源水質が著しく悪化した場合
- (2) 水源に異常があった場合
- (3) 水源付近、給水区域及び周辺において消化器系感染症が集団発生した場合
- (4) 浄水過程に異常があった場合
- (5) 水道施設が著しく汚染された場合
- (6) その他特に必要と認められる場合

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査の結果は、ホームページで公表しています。
また、ご意見等ございましたら下記に連絡下さい。

五條市水道局簡易水道係 五條市西吉野町城戸122番地の1
電 話 0747-33-9094

8. 水質検査結果の評価

すべての項目について基準を超えている場合は、直ちに再検査を実施し原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するために必要な対策を講じます。

基準項目の1～31の項目については、検査結果が基準値を超えていることが明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い、低減化対策を実施し、基準を満たす処置をとります。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、関係者に周知する措置をとります。

また、32～51項目については、直ちに原因究明を行い、低減化対策を講じ、基準を満たす水質を確保する措置をとります。

9. 水質検査計画の見直し

水質検査の結果をもとに、必要があれば検査計画の見直しを行います。
また、法律の改正等により変更の必要性が生じた場合は見直しを行います。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

当市が水質検査を委託している奈良広域水質検査センター組合は、奈良県水道水質精度管理連絡会にて水道水質検査の精度管理等を行うことにより水質検査に関する信頼性の確保を図っている為、信頼性の高い水質検査結果であると考えております。

1 1. 関係機関との連携

水道局では、水質異常が生じた場合、以下の図に示すような体制をとり、関係機関と連携をはかりながら、可能な限り迅速な原因究明・対処を行います。

